

平成28年9月26日

平成28年度第1回重症心身障害児者支援体制整備モデル事業
～実施団体ヒアリング

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対する 大阪府の取組について(平成28年度)

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

1. 重症心身障がい児者について

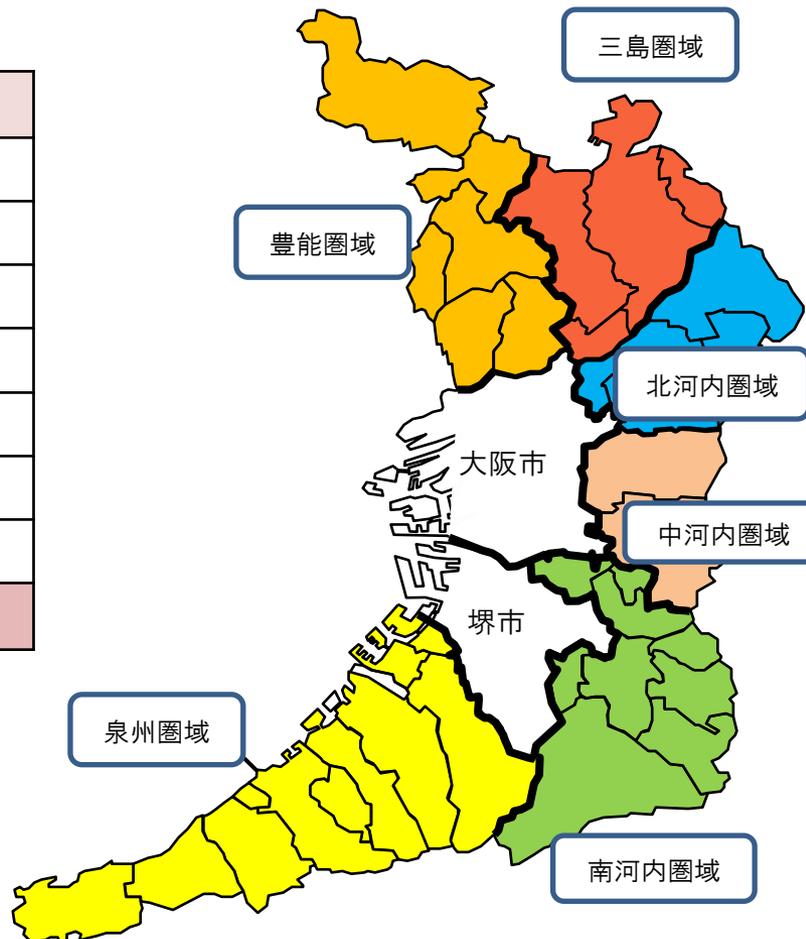
(大阪府の定義)

重度の身体障がい(身体障害者手帳1級又は2級)と
重度の知的障がい(重度)が重複している者

・大阪府内の重症心身障がい児者数(平成27年7月1日時点)

圏域	重症心身障がい児者数
豊能圏域	1,013名
三島圏域	714名
北河内圏域	1,111名
中河内圏域	762名
南河内圏域	535名
泉州圏域	854名
政令市(大阪市・堺市)	3,295名
大阪府内合計	8,284名

【年齢分布】18歳未満が約30%、
18歳以上40歳未満が約40%、40歳以上が約30%
【何らかの医療的ケアが必要】約50%(推計)

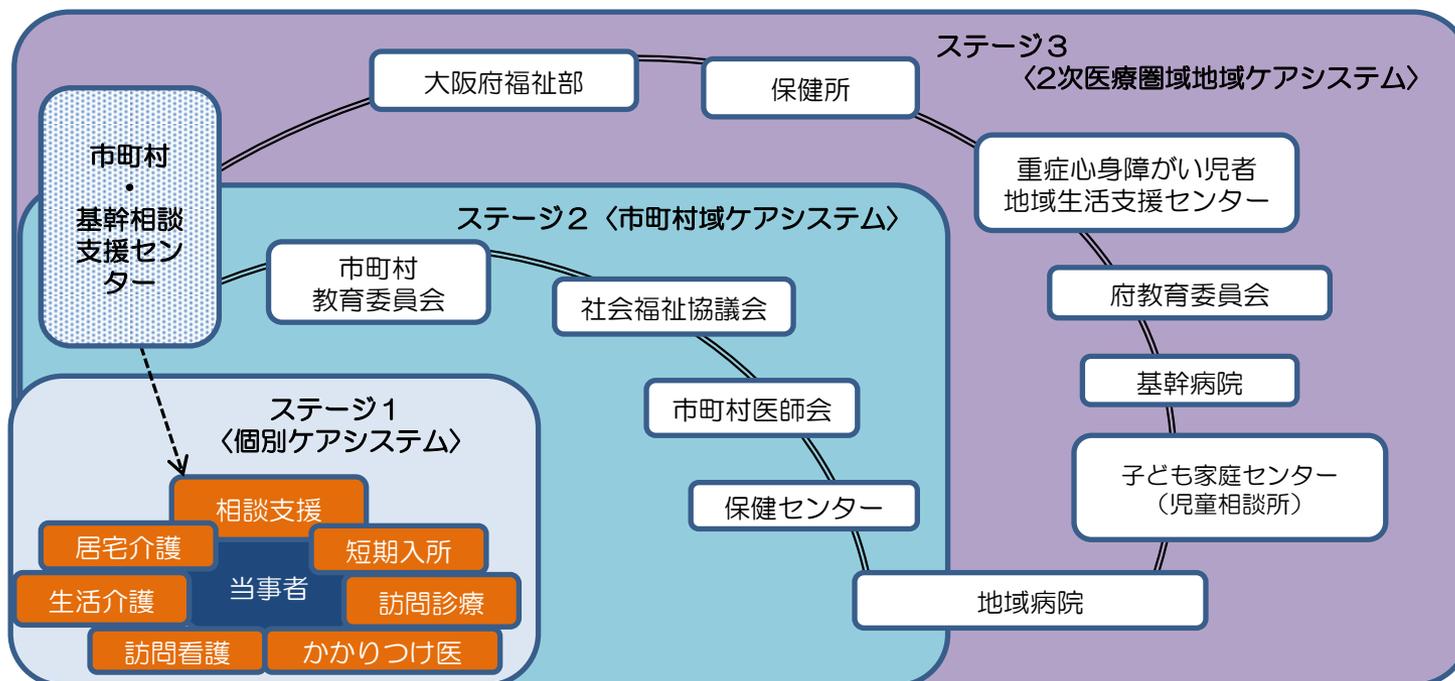


2. 重症心身障がい児者とその介護者を支える仕組み

重症心身障がい児者地域ケアシステムには、医療・福祉・保健など様々な分野をつなぐネットワークが必要であり、個別ケアシステムを支えるための市町村域、さらに医療基盤整備の基本である2次医療圏域での重層的なケアシステムの整備が必要。

	実施主体	内容
個別ケアシステム	基幹相談支援センター等	サービスを提供する関係機関が支援方法などの情報共有を行う
市町村域ケアシステム	市町村	援護の実施者である市町村が、福祉サービスの支給決定やサービス等利用計画の策定などを実施するために、重症心身障がい児者とその家族の状況やニーズを把握する
2次医療圏域地域ケアシステム	大阪府 →市町村連合体	市町村域でのケアシステムが十分に機能するために、市町村域を超えて整備されている医療機関や保健所などの府の機関が専門的な立場からアドバイスや支援を行う

【重層的なケアシステムの完成イメージ図】



28年度取組み 1 ケア連絡会議（協議の場）の継続・発展

ケア連絡会議＝ ネットワークの構築等を目的とした協議の場



- ・重症心身障がい児者の医療・福祉サービス利用は、市町村域にとどまらない、広域的な実態がある
 - ・個々の市町村単位では対象者が少なく、支援ノウハウが蓄積されない
- ⇒府主導で二次医療圏域ごとに設置

平成28年度二次医療圏域ケア連絡会議の概要	
開催 (予定)	二次医療圏域（5圏域）で開催 各圏域年2回開催
会議の 構成機関	市町村医師会、地域病院、訪問看護ステーション、支援学校、児童相談所、保健所、重症心身障がい児者地域生活支援センター、市町村（※基幹相談支援センター含む）、大阪府
目的	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ネットワークの構築・維持とさらなる連携体制の強化 ➢ アンケート結果の詳細な分析に基づく課題共有 ➢ 広域的な視点での情報収集と情報提供
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アンケート分析 ➢ 災害への対応 ➢ 個別ケース検討 等

◆27年度会議の課題を踏まえた28年度の創意工夫◆

効果：自立支援協議会など既存の障がい児者関係会議と異なり、医療的ケアの必要な重心児者に対象を特化することで、当事者のニーズに沿ったより内容の濃いネットワークを構築

課題：①個々の当事者に対する支援を検討するなど市町村の支援に直結する具体的な議論になりにくい

②市町村にとって本テーマでの会議を維持・発展させることへの費用対効果（市町村域ごとの対象者が少ないため）



【運営形態の工夫】

- ・会議を府と市町村の共同運営とする
- ・協議内容について、府と市町村で運営会議を開催して検討することにより、圏域ごとの問題意識に応じた協議議題を設定

【協議内容・出席者の工夫】

- ・より具体的な支援に結びつくよう、個別ケースの検討を協議議題に盛り込むことで会議を充実・発展させる
- 個別ケース検討においては、スーパーバイザーによる助言・指導を実施
- ・出席者についても、議題に応じて実務者レベルとするなど柔軟に対応する
- ・災害時の支援の在り方など、当事者・介護者のニーズが高まっていると思われる内容についても協議する

⇒将来的には、府と市の役割分担も踏まえ、既存の会議を活用するなどできるだけ負担の少ない方法で、より効果の高い地域ケアシステムの「協議の場」を継続する方法を検討

◆医療的ケアに対応できる介護職員・訪問看護師の不足

○医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の在宅移行当初から関わり、当事者及び介護者の支援において重要な役割を担っている訪問看護師は依然として不足。重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護事業所はまだまだ少ない

←重症心身障がい児者の状態像への理解・経験不足や、福祉サービスとの連携不足が原因か？

○訪問看護師は、重症心身障がい児者や介護者にとって、ネットワーク支援の“つなぎ役”を担いうる存在

**重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師を養成****【研修対象】**

大阪府内（政令市を含む）に在住する重症心身障がい児者への支援に関わっている、または、関わる予定がある訪問看護師等（160名）

政令市も含む府内全圏域で実施

【研修内容】

講 義：計2日間

国研修テキスト「在宅重症心身障害児者支援者育成 研修テキスト」を活用

講師：スーパーバイザー等

実地研修：4圏域に分かれて1日

- ・拠点施設における重症心身障がい児者への支援体験会・交流会に参加
- ・拠点施設での見学・体験実習

（H28は府内4圏域で実施、2か年で8圏域実施予定）

【参考】在宅かつ医療的ケアが必要な重症心身障がい児者について、本人の健康や体調変化が気になるときの相談相手【複数回答】(H27.12 府実態調査より)

	専門病院の医師	往診医師・かかりつけ医	訪問看護師・理学療法士等	保健所の保健師	病院の相談員	市町村職員（窓口担当者や保健師等）	学校の先生	通園・通所事業所職員・ヘルパー	相談支援専門員	家族や親戚	相談できる人がいない	その他の相談相手	特に悩まなかった	無回答	全体
本人の健康や体調変化が気になるとき	527 56.0	421 44.7	216 23.0	8 0.9	7 0.7	12 1.3	72 7.7	170 18.1	23 2.4	279 29.6	13 1.4	78 8.3	1 0.1	66 7.0	941 100.0
福祉サービスや手当て等の利用を考えたとき	26 2.8	11 1.2	44 4.7	75 8.0	17 1.8	391 41.6	20 2.1	200 21.3	195 20.7	110 11.7	30 3.2	133 14.1	22 2.3	121 12.9	941 100.0
介護で疲れたときなど、とにかく話をきいてほしいとき	19 2.0	26 2.8	91 9.7	20 2.1	10 1.1	35 3.7	34 3.6	145 15.4	47 5.0	468 49.7	103 10.9	293 31.1	27 2.9	106 11.3	941 100.0
支援学校と地域の小・中・高等学校と、どちらに進学するか悩んでいる(いた)とき	63 6.7	28 3.0	61 6.5	42 4.5	7 0.7	39 4.1	158 16.8	138 14.7	25 2.7	310 32.9	35 3.7	132 14.0	134 14.2	268 28.5	941 100.0
介護者が病気などで、ご本人への介護が継続できなくなったとき	80 8.5	57 6.1	65 6.9	33 3.5	24 2.6	138 14.7	23 2.4	232 24.7	131 13.9	448 47.6	73 7.8	87 9.2	40 4.3	107 11.4	941 100.0
在宅医療(訪問診療・訪問看護)を利用したいとき	92 9.8	95 10.1	68 7.2	79 8.4	37 3.9	105 11.2	8 0.9	76 8.1	82 8.7	97 10.3	62 6.6	62 6.6	141 15.0	229 24.3	941 100.0
ご本人の将来のこと(将来の暮らしのこと)で相談したいとき	72 7.7	42 4.5	70 7.4	43 4.6	12 1.3	131 13.9	88 9.4	211 22.4	162 17.2	418 44.4	107 11.4	170 18.1	28 3.0	105 11.2	941 100.0
ご本人の介護負担が大きく、家族の生活(きょうだいの世話・親の介護等)に困ったとき	45 4.8	34 3.6	58 6.2	40 4.3	18 1.9	160 17.0	21 2.2	184 19.6	133 14.1	403 42.8	124 13.2	131 13.9	61 6.5	128 13.6	941 100.0

※10%以上はマーカー、30%以上は太枠罫線

ネットワーク支援体制において、上記の相談先は、本人や介護者からみてネットワーク支援の入口・つなぎの役割を担っていると考えられる

⇒特に医療的ケアに関する専門知識が必要であることを考えると、訪問看護師等が有力な相談先となる可能性

◆人工呼吸器管理等高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の受入が可能な短期入所事業所が府内にはまだまだ少ない状況



二次医療圏域ごとに、医療型短期入所事業所の整備を目指す

【医療型短期入所整備促進事業の概要】

医療機関において高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を短期入所で受け入れた場合に、経費の一部を助成する。

事業主体 : 大阪府(28年度より、大阪市民・堺市民の利用についても対象)

助成事業所 : 医療機関が実施する医療型短期入所事業所(空床利用型のみ)

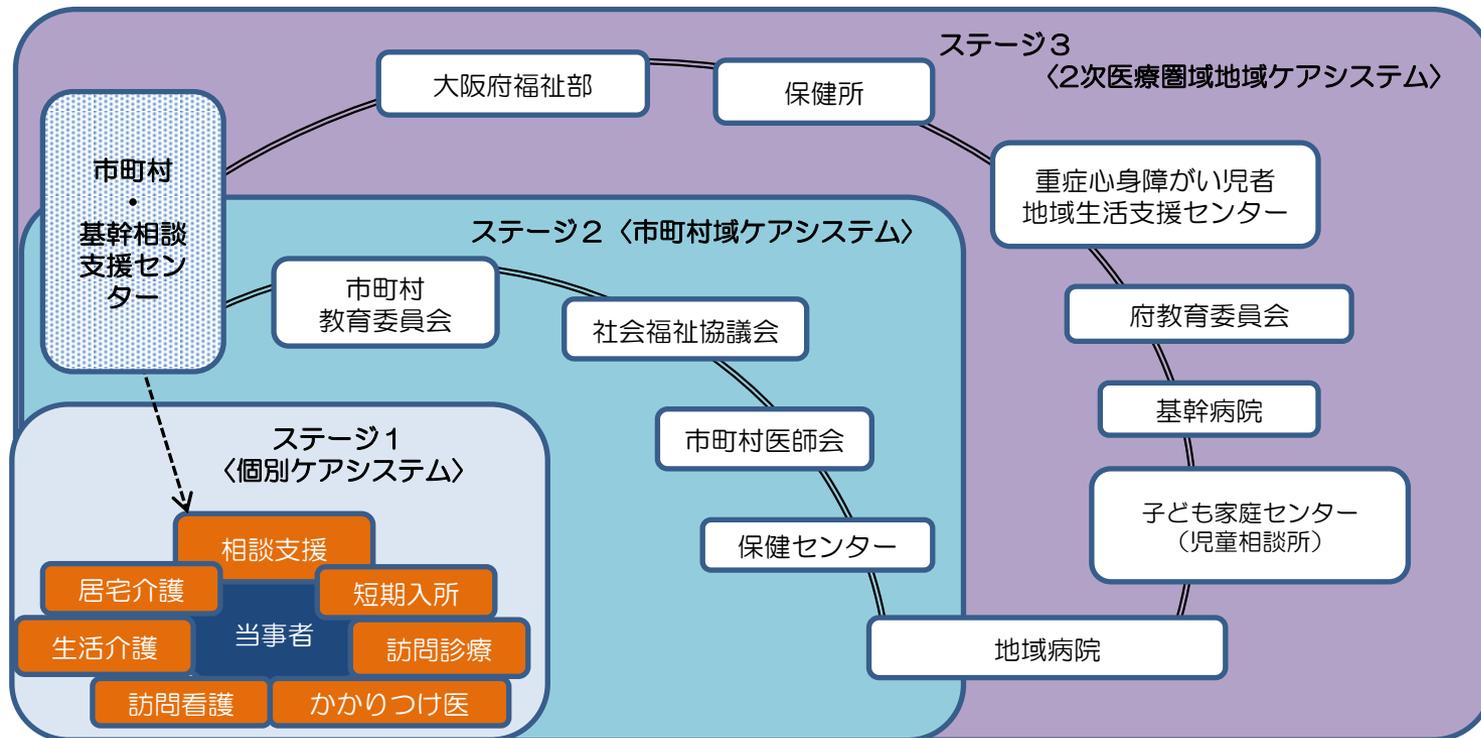
※大阪市民・堺市民の利用については当該市を通じて補助

助成額 : 1日あたり 10,300円を上限

◆実施医療機関 政令市を含む全8圏域中6圏域、10医療機関(28年9月現在。指定済み開設準備中含む)

圏域	法人名	医療機関名
大阪市	宗教法人在日本南プレピデリアンミッション	淀川キリスト教病院ホスピス・ こどもホスピス病院
豊能	医療法人篤友会	坂本病院(※)
		千里山病院(※)
三島	医療法人成和会	ほうせんか病院
北河内	医療法人和敬会	寝屋川南病院
南河内	地方独立行政法人大阪府立病院機構	大阪府立呼吸器・アレルギー 医療センター
	社会医療法人阪南医療福祉センター	阪南中央病院
泉州	特定医療法人新仁会	新仁会病院(※)
	社会医療法人生長会	阪南市民病院
	医療法人誠人会	与田病院(※)
※の機関については、実施に向け調整中		

二次医療圏域ごとの重層的地域ケアシステムの実現



医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の
在宅医療(訪問看護ステーション等)の強化
【医療的ケア実施支援者の充実】

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の
受入れ可能な福祉サービス事業所の充実
【医療的ケア対応事業所の充実】

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を
支える関係機関の連絡会議を継続
【医療的ケアネットワークの強化】

スーパーバイザーの役割と課題

スーパーバイザーの役割

1. 二次医療圏域ケア連絡会議(協議の場)におけるスーパーバイズ

27年度：実態調査(アンケート)項目についての助言、体験会・交流会の実施内容についての助言
ネットワーク構築に関する助言

28年度：事業全体の助言に加え、個別ケース検討における助言・指導

(具体的な助言内容)

- ・医療的ケアに関する質問項目について、医療的ケアの現場を踏まえたアドバイス(医療的ケア実施者の追加など)
- ・医療的ケアが必要な方のニーズのアドバイス(送迎の必要性など)
- ・療育手帳の判定や入所相談の際に把握した介護者のニーズ紹介
- ・医療とのネットワーク構築に関するアドバイス(社会資源の情報提供や関係機関とのつなぎ)

2. 専門家としての事業協力

在宅重症心身障がい児者支援者育成研修事業における研修講師
医療型短期入所整備促進事業の実施先候補についての助言・コーディネート

課 題

○大阪府における重症心身障がい児者支援事業の立ち上げにあたっては、府自立支援協議会重症心身障がい児者地域ケアシステム検討部会において専門家等による検討を実施し、方向性を取りまとめたが、具体の事業実施にあたっての助言・指導・コーディネート役が必要

○当事者を中心としたネットワークづくりを目指す上で、当事者の声の反映が不可欠であるところ、当事者の代弁者を含め、当事者と行政等とのコーディネート役が必要

○個別ケースへの支援のためのネットワークづくりを目指す上で、重症心身障がい児者の状態像、医療的ケア、福祉サービスのいずれにも精通し、個別ケースについて助言・指導できる人材が必要

別紙2

重症心身障害児者支援体制整備モデル事業実施計画書

自治体名	大阪府
(団体等に事業の全部又は一部を委託する場合)	
委託する範囲	全部 ・ 一部 (研修及び体験会等 部分)
団体等名	社会福祉法人枚方療育園ほか4団体

国庫補助所要額	2,492千円 (「別紙3 所要額内訳書」の額と一致)
事業実施予定期間	事業採択日から平成29年3月31日
協議の場の構成メンバー及び活動方針	<p>(構成メンバー) 医師会、地域病院、訪問看護ステーション、医療型障がい児入所施設、地域生活支援センター、児童相談所、保健所、支援学校、市町村、大阪府</p> <p>(活動方針) ○二次医療圏域ごとに二次医療圏域ケア連絡会議を設置し、各二次医療圏域内の重症心身障がい児者及びその介護者の状況やニーズ、並びに社会資源の体制整備の状況を把握し、地域ケアシステムが運用されるために必要な関係機関の役割分担の検討や、支援体制の構築、情報発信などを行う。 ○また、新たに政令市(大阪市・堺市)との連携構築を図り、府内全域のネットワークの構築を目指す。</p>
スーパーバイザーの人数、職歴、資格等	<p>下記22名の者をそれぞれの専門分野のスーパーバイザーとする。</p> <p>社会福祉法人枚方療育園枚方総合発達医療センター ケースワーカー</p> <p>社会福祉法人四天王寺福祉事業団四天王寺和らぎ苑 施設長</p> <p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団医療福祉センターすくよか</p> <p>社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院部長</p> <p>池田保健所 所長 吹田保健所 所長 茨木保健所 所長 寝屋川保健所 所長 守口保健所 所長 四條畷保健所 所長 八尾保健所 所長 藤井寺保健所 所長 富田林保健所 所長 和泉保健所 所長</p>

	岸和田保健所 所長 泉佐野保健所 所長 中央子ども家庭センター 所長 池田子ども家庭センター 所長 吹田子ども家庭センター 所長 東大阪子ども家庭センター 所長 富田林子ども家庭センター 所長 岸和田子ども家庭センター 所長
自治体における過去の取組実績（重症心身障害児者の支援体制整備など）	1. 平成22年度より平成25年度まで ○重症心身障がい児者を支援する介護職員を養成することを目的に、身体介護技術研修会を開催。併せて、地域ケアシステムに向けた地域課題を二次医療圏域ごとに整理。 ○平成24年度に策定した第4次大阪府障がい者計画において、重症心身障がい児者と介護者への支援を最重点施策に位置づけ、二次医療圏域ごとに設置した拠点施設を、「大阪府重症心身障がい児者地域生活支援センター」として指定。 ○平成24年度・平成25年度の2カ年で、大阪府障がい者自立支援協議会地域ケアシステム検討部会において、有識者による議論を行い医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるために取組むべき課題を整理。 2. 平成26年度 ○2カ年で整理した各課題の解決に向けて、地域ケアシステムを実践する「ケアコーディネート事業」及び医療機関の空床を活用した「医療型短期入所整備促進事業」を開始。 ○「ケアコーディネート事業」は南河内圏域でモデル的に実施。医療・福祉・保健・教育などの関係機関が参画する二次医療圏域ケア連絡会議を設置し、実態把握（アンケート調査）及び課題分析を行うとともに、福祉サービス体験会、介護者向け相談会・交流会、医療的ケアに取り組む事業所向けの相談会を開催し、福祉サービスの利用を促進し、各関係機関の取り組むべき役割について確認。 ○「医療型短期入所整備促進事業」については三島圏域・南河内圏域で先行実施し、3病院を事業実施機関として指定。実施内容としては、高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の受け入れが可能な短期入所事業所の整備促進を目的に、短期入所事業を実施する医療機関に対し補助金を交付。介護者の負担軽減が図られた。 3. 平成27年度 ○二次医療圏域ケア連絡会議の実施 府内5圏域（豊能、三島、北河内、中河内、泉州）で各圏域ごとに5回ずつ実施。抽出された課題の整理・解決策を検討。広域的支援を行うため大阪府と市町村が連携して平成28年度以降も

	<p>継続して取り組むこととした。</p> <p>○実態把握（アンケート）の実施 府内重症心身障がい児者5,010名（平成27年10月1日時点）を対象に実施。個々の状況及び圏域ごとに求められる支援内容の把握に繋がり今後の課題検討に活用できる結果を得られた。</p> <p>○福祉サービス等体験会、介護者向け相談会、交流会の実施 府内4圏域（豊能、三島、北河内、泉州）で実施し、約60人が参加。福祉サービス利用の促進、介護者の精神的な負担軽減にも繋がった。一部圏域では体験会開催後の短期入所利用者数が前年同月比で2倍以上となる月もあり、成果を示している。</p> <p>○医療的ケア実施相談会（事業所向け）の実施 府内5圏域（豊能、三島、北河内、中河内、泉州）で実施し、約230人が参加。医療と福祉が連携して支援するケースを紹介するなど、支援内容や課題、事業所連携体制状況等についてそれぞれの立場で認識を深めた。</p> <p>○各圏域ごとに支援マニュアル・ガイドブックの作成 福祉サービスの利用は居住地に限らず、隣接する他市町村を利用することも多く、府内5圏域（豊能、三島、北河内、中河内、泉州）ごとに事業所情報、支援機関の情報を集約した支援マニュアルを作成し、情報共有を図った。（南河内圏域については平成26年度に作成）また正確な情報源へと重症心身障がい児者を誘導するため、相談窓口を記載した当事者向け「安心ガイドブック」を圏域ごとに作成し重症心身障がい児者及びその介護者へ送付。</p> <p>○医療型短期入所整備促進事業の実施 府内6圏域（豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉州）で実施し、6病院を指定。平成27年度延べ利用日数445日。</p>
<p>都道府県市内の重症心身障害児者地域支援における課題</p>	<p>1. 広域的支援の必要性</p> <p>○府内6つの二次医療圏域内においては一定のネットワーク体制が構築されたが、社会資源が限られた中で、市町村単独での支援方法の蓄積は難しいことから、広域的で専門性を有する機関の役割を明確にし、二次医療圏域レベルでの重層的な支援体制を構築する必要がある。</p> <p>○また政令市とも連携して、政令市にもネットワークを構築し、府内全域での実践を目指す。</p> <p>2. 医療・介護・福祉・保健の連携強化</p> <p>平成27年度のケア連絡会議にて、医療・福祉サービスを実際に提供する支援機関同士の連携が必要であることが改めて確認された。そのため、医療関係者の福祉制度の理解、福祉関係者の医療制度理解など、相互理解を深め、福祉サービス事業所で実施する医療的ケアをバックアップする医療機関との強固な連携のもとで支援を実施していくことが求められる。</p>

	<p>3. 医療的ケアに対応可能なサービス事業所の拡充</p> <p>重症心身障がい児者の介護者の負担は重く、レスパイトを含めた医療的ケアに対応可能なサービス事業所の拡充が求められている。事業所不足の原因として、重症心身障がい児者に対応できる訪問看護師等の人材の不足が大きいため、人材の養成は急務である。</p> <p>以上の課題に対する取組みにより、重症心身障がい児者のライフステージに応じた切れ目ない支援のネットワークを構築することを旨とする。</p>
<p>事業内容及び手法</p>	
<p>ア 地域の重症心身障害児者支援体制構築等に対する間接的支援の内容及び手法</p>	<p>実施地域 管内全地域 管内一部地域（選定した地域： ）</p> <p>支援内容及び手法</p> <p>（連携が構築されていない地域への支援）</p> <p>○政令市（大阪市・堺市）との連携構築</p> <p>広域的支援体制を構築するため、新たに政令市と連携を図り、ネットワークを構築するとともに、福祉サービス等体験会の開催等により、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応可能なノウハウの活用を進める。</p> <p>（一定の連携が構築されている地域への支援）</p> <p>○府内6圏域での実践</p> <p>（支援内容）</p> <p>様々な関係機関が連携する広域的な支援体制を維持・強化するため、二次医療圏域ケア連絡会議を中心に、地域ケアシステムを実践し、強固な連携を構築するとともに、法令等に基づく役割を機関ごとに整理し、課題解決に向けた取り組みを行う。障がい児者の支援は市町村の責務であるが、重症心身障がい児者への支援環境は市町村ごとで大きく異なり、また、市町村における支援のノウハウの蓄積は十分でない。そのため、大阪府と市町村が連携して実施することで、コーディネート機能の強化を図る。</p> <p>（手法）</p> <p>平成27年度の実態把握により抽出された課題を元に個々の状況及び圏域ごとに求められる支援について具体的に検討を行う。</p> <p>①相談相手がいないと感じる介護者の割合が高いことから、市町村単独での支援には限界があるため、圏域ごとにモデル支援事例集等の作成、社会資源情報の更新・共有を行い、当事者を中心としたネットワークを構築し、個々のケースに応じた包括的な支援体制を整備する。</p> <p>②熊本地震を受け、各圏域における日常的な支援機関だけでなく災害時の支援のあり方や救急医療情報センター、小児救急電話相談など、緊急時の社会資源情報についても事例集の作成・更新を行う。</p>

	<p>③短期入所サービスのニーズが高いことから、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応可能な医療型短期入所の整備促進を一層進めるとともに、新たに政令市を事業対象とし、大阪府全域において重症心身障がい児者が利用可能な医療型短期入所事業所の整備を促進する。</p>
<p>イ 重症心身障害児者に関わるコーディネーター育成の内容及び手法</p>	<p>○実態調査の結果から、医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児者の半数以上が訪問看護を利用していない状況にあり、その要因として、重症心身障がい児者の特性や連携する福祉制度を理解した、医療的ケアに対応可能な事業所の不足が挙げられた。</p> <p>○相談支援専門員については、すでに大阪府障がい者自立相談支援センターが相談支援専門員を対象に相談支援従事者初任者研修・現任研修を実施し養成を行っているところ。一方、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の在宅移行当初から関わり、コーディネーター的役割も果たすなど、当事者及び介護者の支援において重要な役割を担っている訪問看護師は依然として不足している。医療的ケアに対応可能な事業所の増加を図るため、コーディネーターの役割も果たせる病院・訪問看護ステーション等の訪問看護師等を対象に、支援者育成研修を実施する。</p> <p>○具体的には在宅重症心身障害児者支援者養成研修テキストや平成27年度までの実施事業の結果に基づき、訪問看護師等に重症心身障がい児者の特性や福祉サービスなどに関する知識を習得させる。研修と併せて、重症心身障がい児者の支援体験の研修を行うことで、重症心身障がい児者への支援ノウハウが身に付き、医療的ケアに対応可能な訪問看護師等の養成、福祉サービス事業所の増加を図る。</p>
<p>ウ その他、重症心身障害児者の地域支援体制の整備を広域的に推進するための効果的な取組の内容及び手法</p>	<p>(実施する場合に記載)</p> <p>○本事業で検証された地域ケアシステムの運用方法や地域の社会資源情報、災害時の対応等については、重症心身障がい児者及びその介護者と医療、保健、教育、福祉の関係機関等に向けて、ホームページ・ガイドブック等を活用し発信する。</p> <p>○更に、重症心身障がい児者への支援は医療や保健などの分野との連携が必要であり、重症心身障がい児者の現状や必要な支援について、各分野の関係者が理解を深めていくために、関係団体が開催する会議等で大阪府の取組内容等について発信する。</p>

重症心身障害児者支援体制整備モデル事業所要額内訳書

1 要国庫補助額

対象経費の 支出予定額 (A)	寄付金その 他の収入等 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	基準額 (D)	国庫補助 基本額 (E)=(C)又は(D)の いずれか低い額	国庫補助所要額 (F)=(E)×1/2
4,984千円	0円	4,984千円	5,900千円	4,984千円	2,492千円

2 対象経費の支出予定額の内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
旅費 (厚生労働省報告)	117,920 円	14,740 円*2 名*2 回*2 (東京→大阪新幹線往復)
委託料	4,645,146 円	1,803,446 円*1 か所 710,425 円*4 か所
需用費 (成果物印刷)	220,000 円	220 円*1,000 部
合 計	4,983,066 円	

(注) 人件費、諸謝金、旅費を対象とする場合は当該経費の支給基準（都道府県市の内規）を添付すること。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算内訳
寄付金	円	
参加費		
その他		
合計	0円	

4 自治体の予算の措置状況

措置済み

補正予算（ 月）措置予定

事業実施スケジュール表

自治体名： 大阪府

	平成28年4月	5月	6月	7月	8月	9月	
事業実施内容	○実施要綱作成	4 委託先団体等)との委託契約 ○地域生活支援センター(別紙 ○参加者依頼 市町村) (大阪府、南河内、中河内圏域内 ○第1回運営会議	圏域内市町村) (大阪府、豊能、北河内、三島、泉州 ○第1回運営会議	(大阪府、各圏域内市町村) ○第2回運営会議	○第1回ケア連絡会議 (大阪府、各圏域内市町村) ○第3回運営会議	○第1回ケア連絡会議 ・平成二十七年実施アンケート ・社会資源情報の更新、共有の検討 結果の分析(意見交換) ・障がい福祉サービス等体験会、 交流会の説明	<div style="text-align: right;">←</div>
	10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月	
事業実施内容		○在宅重症心身障がい児者支援者 育成研修(基本・実地) ・障がい児福祉サービス等体験会			○第2回ケア連絡会議 ・平成二十七年実施アンケート 結果の分析(意見交換) ・個別ケースの検討モデル事例の作成 ・平成二十九年度以降の各関係機 関の取り組みについて		